



9月20日から26日は「動物愛護週間」です

命ある動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、「動物の愛護および管理に関する法律」では、9月20日から26日までを動物愛護週間と定めています。この機会に私たちが飼っている動物、身近にいる動物について考えてみましょう。

☎環境課 ☎22-1314

■ペットの終生飼養

飼育しているペットがその寿命を迎えるまで適切に飼育することです。最後まで愛情と責任を持って飼育しましょう。

やむを得ず最後まで飼うことができない場合は、責任を持って次の飼い主を見つけてあげましょう。

猫を飼っている方へ

●屋内飼育に努めましょう

交通事故で犠牲になっている動物の多くは猫です。屋内で飼育することで、感染症や交通事故にあう確率が格段に減ります。



●野良猫に餌を与えると…

かわいそうだからと餌を与えると、結果として不幸な猫を増やすことにつながり、ふんや尿、爪で車に傷をつけるなど近隣とトラブルになるケースが多く見られます。餌を与える場合は、必ず餌場の清掃やふん尿の処理を行ってください。

※市や保健所では、駆除を目的とした野良猫の捕獲は行っていません。

■動物の遺棄・虐待は犯罪です

犬や猫などの愛護動物を虐待や遺棄(※)した場合は100万円以下の罰金に処されます。

※置き去りや負傷・老齢・幼少など自分で生存できない状態で引き離し、生命・身体を危険にさらす行為。第三者の保護を期待した場合でも、危険に直面する場合は遺棄となります。

犬を飼っている方へ

●登録と届出

犬を飼い始めたら30日以内に登録と鑑札の交付を受けてください。また、次のようなときにも30日以内に届出が必要です。

- ①住所や飼い主が変わったとき
- ②飼い犬が亡くなったとき

●必ず狂犬病予防注射を受けましょう

狂犬病は、人が感染するとほぼ100%死亡する恐ろしい感染症です。法律で義務づけられていますので、毎年4月1日から6月30日までに必ず狂犬病予防注射を受けましょう。

●鑑札と注射済票をつけましょう

迷子になっても迷子札の役目となり、飼い主の所に帰ることができます。



●周辺環境への配慮

放し飼いは、宮城県の条例で禁止されています。室外で飼う場合は鎖などでつなぎ、室内で飼う場合は外に出ないように気をつけましょう。



9月は「廃棄物不法投棄防止強化月間」です

☎環境課 ☎22-1314

私たちの日常生活や事業活動からは、毎日大量の廃棄物が出されています。その一部が心ない人たちによって、人目につきにくい山間や河川に安易に捨てられるといったケースが後を絶ちません。

この美しいふるさと白石を次の世代に残すため、この機会に一人一人が、不法投棄を「しない」、「させない」、「許さない」という意識を持ち、不法投棄のない住みよい地域をつくりましょう。

不法投棄は重大な犯罪です

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で定められた処分場以外に廃棄物を投棄することは禁じられています。違反した場合、5年以下の懲役または1,000万円（法人の場合は3億円）以下の罰金に処されます。

不法投棄を見かけた方は

不法投棄者の特徴や車両ナンバー、場所、種類などを最寄りの警察署や駐在所に通報してください。

現場保存のため、不法投棄された廃棄物は、そのままにしておいてください。

不法投棄をされてしまったら

法律上、土地・建物の所有者または管理者は、不法投棄された場合、そのごみを自らの責任で処理しなければなりません。

不法投棄をさせないためにも、みだりに人が立ち入れないように囲いを設けるなど、日ごろから土地の管理には十分注意してください。



不用品回収業者に注意してください！

「無料回収」をうたい、家庭や事業所から排出される廃家電などを戸別回収したり、空き地へ持ち込ませたりする業者の多くは、違法（無許可）営業です。

価値のある部分以外を不法投棄したり、回収後に高額な料金を請求されたりするなどのトラブルも起きています。

廃家電などの廃棄物は、無許可営業の不用品回収業者を利用せず、市が案内するルールで処分するようお願いいたします。

～悪質な不法投棄の一例～



▲大量に捨てられたカニ



▲橋の上から落とされた不法投棄物



▲宅地に不法投棄された家具類